

鹿児島県と防衛省はどのような「協定」を結んでいるのか。その内容を明らかにされたい。

- (2) 「タッチアンドゴー」訓練の目的、時間帯、戦闘機の離着陸回数、戦闘機の機種について、具体的に空港別に明らかにされたい。
- (3) また「タッチアンドゴー」訓練実施前の住民への事前周知の有無、予測される民間機の遅延や影響について明らかにされたい。また夜間訓練、もしくは日没後の訓練の有無についても明らかにされたい。

3 「タッチアンドゴー」訓練による騒音(爆音)について

- (1) 防衛省は安保3法によって民間空港の使用を制度化しているが、そこには周辺住民及び自然生態系に大きな影響を及ぼす爆音を伴う戦闘機の離発着訓練については相当の慎重な取り組みが不可欠とされている。空港管理者であり県民を守る立場で、県として法制度の手続き、及び騒音について確認されたかを明らかにされたい。
- (2) 「タッチアンドゴー」訓練による騒音(爆音)に対する当該自治体・自治体議員や住民との協議や説明会は、いつどのような形式で行われたのか。行われなかつたするならば、その理由について明らかにされたい。
- (3) 「タッチアンドゴー」訓練による騒音(爆音)の被害、それに伴う苦情の相談窓口は設置されているか、明らかにされたい。

4 訓練の頻度、空域・海域の範囲について

「タッチアンドゴー」訓練の頻度、空域・海域の範囲について明らかにされたい。

5 部隊の配備計画について

訓練期間における配備計画(要員数・体制・期間)の詳細について明らかにされたい。

6 騒音(爆音)の市民生活、農業・漁業への影響について

- (1) 想定される市民生活への影響を明らかにされたい。
- (2) 想定される農業への影響を明らかにされたい。
- (3) 想定される漁業への影響を明らかにされたい。
- (4) 被害等の影響が出た際の窓口対応、補償について明らかにされたい。

7 船舶等に対する運行障害、電波障害について

- (1) 船舶に対する運行障害の対応について明らかにされたい。
- (2) 電波障害が発生した場合の対応について明らかにされたい。

以上